

社会福祉法人大阪府共同募金会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪府共同募金会（以下「本会」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（常勤役員とは、理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。）については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 賞与については、別表3に定める額
- (3) 退職手当については、別表4に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、給与規程第12条の規定に準ずる額

(役員等の旅費の算定方法)

第4条 役員等が法人業務を行うため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(本会職員給与との併給)

第5条 本会職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、給与規程に準ずる。

- 2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出

があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成30年4月1日より施行する。

別表1 非常勤役員等の費用弁償額

日額 2,000円

別表2 常勤役員等の報酬

・常務理事 月額 401,200円

※勤務日数は原則として週5日とし、日数を短縮する場合には、理事会の承認により、短縮した日数に応じて報酬月額を減ずるものとする。

別表3 常勤役員等の賞与

6月の賞与 報酬月額×給与規程第16条に基づき定める月数
12月の賞与 報酬月額×給与規程第16条に基づき定める月数

別表4 常勤役員等の退職手当の算定式

最終報酬月額×給与規程第18条に基づき在任年数に応じて定める支給率